

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年五月十七日法律第五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。